

仙台市介護保険審議会
地域密着型サービス運営委員会
(第4期計画期間 第6回会議)

日時：平成22年9月2日(木)

午後16時00分～17時00分

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

次 第

1 開 会

2 報 告

(1) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について

(2) 施設の整備状況について

3 議 事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

(2) 平成22年4月募集地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について

4 その他

5 閉 会

資 料

- 資料1 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について
- 資料2 - 1 施設整備状況一覧表
- 資料2 - 2 施設整備状況一覧表(第4期計画目標)
- 資料3 地域密着型サービス事業者の指定更新について
- 参考資料1 地域密着型サービス事業所に対する実地指導の実施状況について
- 資料4 平成22年4月募集地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について
- 参考資料2 応募事業者の概要及び事業計画書

仙台市介護保険審議会 地域密着型サービス運営委員会（第4期計画期間 第6回会議）議事録

日時：平成22年9月2日(木) 16:00～17:00

場所：市役所本庁舎2階 第3委員会室

<出席者>

【委員】

阿部一彦委員，安藤恵美子委員，石原祥行委員，菊田豊委員，小林孝夫委員

小松洋吉委員，佐々木玲子委員，瀬戸敏之委員，土井勝幸委員

以上9名，五十音順

【仙台市職員】

高橋保険高齢部参事兼高齢企画課長，伊藤介護保険課長，伊藤宮城野区障害高齢課長

紺野太白区障害高齢課長，山崎泉区障害高齢課長，伊藤高齢企画課施設係長

庄司介護保険課管理係長，高橋介護保険課指導係長

佐藤若林区障害高齢課介護保険係長（後藤若林区障害高齢課長の代理）

（南方健康福祉局次長兼保険高齢部長，今田青葉区保健福祉センター参事兼障害高齢課長，

土屋介護保険課介護保険係長 欠席）

<議事要旨>

1. 開会

会議の公開，非公開の確認 議事(1)～(2)については非公開 異議なし

議事録署名委員については 佐々木委員を指名 佐々木委員了承

2. 報告

(1) 小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型通所介護の募集結果について

・高橋高齢企画課長より説明（資料1）

委員 長： 事務局から説明のあった報告内容について，意見等あるか。（意見が出ない）応募がないということは喜ばしくはないことで，この種のサービス（小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護）の募集に各自治体が苦勞しているということであれば，次回以降の委員会において全国の政令指定都市の整備状況等についての資料を作成して，報告して欲しい。

委員： 小規模多機能型居宅介護・認知症対応型通所介護の応募がなかったことに関連して，仙台市の第4期計画では目標数が定められていないが，仙台市ではもっと整備したいと考えているのか。

事務局： 次期の計画では目標数の設定も含めて整備を促進する方向で進めたいと考え

ている。

委員： デイサービスに泊まり機能を持たせる整備を行うという厚生労働大臣の発言があったが、これが実施されると小規模多機能型居宅介護と競合し、小規模多機能型居宅介護の存続が危うくなる。それでも整備を促進するのか。

事務局： お泊まりデイサービスがどういうものか、まだはっきりしていないので何とも言えないが、老いても地域で生活するということは大切である。そのために施設の整備を促進する方向で進めたいと考えている。

(2) 施設の整備状況について

・高橋高齢企画課長より説明（資料2 - 1, 2 - 2）

委員長： 事務局から説明のあった報告内容について、意見等あるか。

委員： 仙台市は生活圏域を中学校区として施設整備を行っているが、施設の種類によっては各生活圏域に整備する必要はなく、2から3の生活圏域ごとに整備ということでもいいのではないかと思われる。今後、全ての施設について生活圏域ごとの整備を進めてゆくのか。

事務局： 全ての施設ということではない。例えば認知症対応型グループホームは未整備圏域の整備を進めている一方、地域密着型老人福祉施設は高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画の総数との兼ね合いもあり、全部に整備とはならない。ただ生活圏域のバランスを意識した整備は必要である。

委員： 中学校区にこだわらず、もっと柔軟に施設整備を計画してもいいのではないかと思われる。

委員長： 生活圏域を設定することはルールではあるが、全ての圏域に各施設を整備する必要はないとの意見もある。この問題は今後の委員会でも検討していきたいと思う。

3. 議事

(1) 地域密着型サービス事業者の指定更新について

・高橋高齢企画課長より説明（資料3, 参考資料1）

委員長： 事務局より、1事業者の指定の更新について説明があった。事務局からの説明の内容について、異議等なければ承認としてよろしいか。

（異議等なし）

(2) 平成22年4月募集地域密着型特別養護老人ホーム整備事業の応募状況及び選定について

・高橋高齢企画課長より説明（資料4, 参考資料2）

委員長： 特別養護老人ホーム整備事業の応募状況，選定方針，スケジュールについて事務局から説明があったが，何か質問等あるか。

委員： 法人Aは第一中学校区で間違いないか。

事務局： 間違いない。

委員： 項目の中に「身体拘束の廃止に向けての取り組み」はあるが「虐待への取り組み」はない。これも大事な部分であり，項目に入れる必要があるのではないか。新聞等によれば虐待は増えている。

委員長： 項目というより，法人の理念に含まれる部分ではないか。

委員： サービス事業者としては，ないのが当たり前で，「虐待」の主なものは在宅で家族によるものである。

委員： 項目に明示すれば，施設で「虐待への取り組み」を行っていることが，職員に周知されることになるので必要である。

事務局： 施設の整備に際し，虐待はないことが前提である。そうは言っても現実にある場合には指導監査等で適切に指導をしてゆくことが基本となる。菊田委員の発言は，施設で虐待を起こさない取り組み，あるいは見逃さない取り組みを（市では）どう考えており，それをどの様に提案させ，どう評価するのかという趣旨であると理解している。今回の募集では施設側には，あってはならないものと考えていたので，今後，それを見逃さない仕組みについて検討する。

委員： 身体拘束についても同様ではないか。

事務局： こちらはこれまで施設の中で行われてきた処遇で，実際に行われてきたもの。国でも基準を示して現場の取り組みを評価している。虐待とは異なる。

委員長： 「入所者への処遇について」や「サービスの質の向上のための取り組み」に記載する等の検討をお願いします。

委員： 資料を黒塗りしている理由は何故か。審議に支障をきたす。

事務局： 事業者が特定される固有名詞や住所等について黒塗りしている。法人の名前ではなく，書類の内容で審査をお願いしたいので，こうしている。

委員長： 選定委員会でも黒塗りなのか。

事務局： 法人の経営状況まで審査するので，黒塗りではない。

委員： 「車で 分程度…」というような部分もあり，ここまで神経を使う必要があるのか。非公開の部分で審議しているのだから黒塗りは必要ないのではないか。非常に不快である。

委員： 参考資料2の主な着眼点だが，既設法人の場合は職員の定着率を選定の基準の中に入れてほしい。書類上の表現ではなく，経営の実態や質の部分を問うのは職員の処遇が重要なポイントである。

事務局： ヒアリングで聞いて，評価している。

委員： ヒアリングは口頭レベルであり，（書類に記載させ）重視していることを大切にしてほしい。

委員長： 参考資料2の主な着眼点に職員の定着率を加えることが必要であるという指

摘である。

委員： 社会福祉法人は地元の法人であり問題はないが、医療法人はいろいろと問題があることも考えられるので、職員の定着率から精査する仕組みを作ってほしい。

委員長： 様式に取り入れるか否かは別として、定着率はサービスの質を考える時に参考になる有益なデータであると思う。

委員： 定着率がいいからいいサービスを提供しているということではない。一概には言えないのではないか。

委員： 尺度として選定の項目に加えてほしいということだ。

委員長： 議論となったが、これは今後の検討項目にしたいと思う。

委員： 前回も災害について施設の取り組みをお話ししたが、火事を出さないためにどうするかということが重要。消防と施設との連携の指導はどうなっているか。

事務局： 選定後に、図面協議の段階で、設備面や運営面から指導している。

委員： 大体の施設では避難訓練も含めて対応していると聞いている。

事務局： 選定後に、基準に基づき指導している。

委員： 天災はいつ起こるかかわからないので、訓練も難しいが、火事だけは人間が何とかできる部分なので起こさないという意識が大切。想定外も含めて想定する意識づけが大切である。

委員長： リスクマネジメントに関わる人がそういう意識でいることが最も大事であると思う。

委員： 集中豪雨で山の際の施設が被災することがあるが、建てる段階でその土地が危険であるか否かの確認はしているのか。

事務局： 基礎審査の中の事業用地の確保や利用の確実性で確認を行っている。

4. その他

委員長： 議事全体を通して、意見等あるか。

委員： ショートステイ利用時に午前からの利用を希望しても午後からしか受け入れられない場合がある。そのような場合の基準の有無等について、この場で話してもいいか。

事務局： 詳しい状況がわからないので何とも言えないが、例えば午前中までの利用者がある場合、午後からしか受け入れられないということが考えられる。

委員： 出て行く人もいるので、その送迎等のために午後からと言われたのではないか。急な利用ではなく、あらかじめ予約しておけば対応可能であると思われる。

委員： 資料2-1には地域密着型老人福祉施設と広域型介護老人福祉施設と記載され、資料2-2には介護老人福祉施設と記載されているが、その違いは何か。

事務局： 介護老人福祉施設の中に地域密着型と広域型とがあり、目標ではその区別をしていないので、単に介護老人福祉施設と記載している。

委員： 評価のスケール(尺度)を同じにしてもらったほうが，文章表現よりわかりやすい。

委員長： 文章を尺度化することは結構難しいことである。最後に事務局から何かあるか。

次回開催について，事務局より説明
日程は委員長と相談の上，後日文書で連絡する。

5．閉会